慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	現代公債政策の発展過程（序論）
Sub Title	
Author	高木, 寿一
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1947
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.40, No.5 (1947. 5) ,p.237(1)- 252(16)
JaLC DOI	10.14991/001.19470501-0001
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19470501-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

林　毅陸著

歐洲最近外交史

今次大戰終結まで、最近。最鮮の外交史林先生一代の大史論

前大戰以後、日本の降伏によつて第二次大戰終了するまでの二十七年間は、眞に慌しい世界であつた。平和條約の缺陷、國際聯盟の不手際から、ナチス・ドイツ、ファシスト・イタリヤの勃興となり、ヒットラーが縱橫無盡にヨーロッパの政局をかき廻したかと見るうちに、自ら自己の墓穴を掘つて沒落の一路をたどる——この走馬燈のやうな變化極りない歐洲外交史を、流麗な史筆をもつて描き出したのが本書である。林先生の外交史家として最高權威たることは世人の誰も知るところ、而も本書は、空襲下の東京に於て稿を起こし、疎開先に於ても日夜孜々として筆を休まれなかつた先生の憂國の至情がいたるところに親はれる。いま戰爭放棄の新憲法が實施され、講和會議の開催も待たれる秋、過去の過誤を再び繰返へさないために、本書を開いて、さしも猛威を揮つた全體主義國家が、如何にして脆く倒れたか、その誤りが如何に清算されたかを檢討するのは、攻學の士に與へられた一大至福ともいふべきである。

A5判　二八〇頁　定價　二八〇圓　送料　一五圓

布裝本綴　金文字入

慶應出版社

現代公債政策の發展過程（序論）

高木壽一

一、財政政策の發展過程

財政の發展法則乃至は發展傾向を示すことは、多くの學者によつて財政學の任務の一とされて居る。其最も著名なる一例としてアドルフ・ワグナアの所說を示す。ワグナアは「財政學は本質的に異なる二の任務を持つ」、卽ち財政學は歷史的經驗に從て、事實上いかに國家其他の公共團體のために、物的手段（例へば貨幣）が調達され使用されたか、また調達され使用されるであらうかを示さねばならない。之は財政學の主要なる理論的任務であり、財政學はこの點に就ては主として觀察科學であつて、歷史と統計より其資料をとり、財政の發展及び構成、特に其收入部面に於ける因果關係を明かにし、社會共同生活の社會的、政治的特に經濟的諸要因との依存關係及び其に從て生ずる財政法則を設定することに努める。第二の任務は實際財政諸問題の科學的解決にある。それは個々の財政の具體的關係ではなく、一般的なる、また經驗によつて得た或は確證された、又は續繹的に推論された原理が、其に對して規範（Richtsnur）を提供し得る限りに於ける科學的解決である。この第一の任務の解決が、この場合に、部分的には第二の任務

の俯決をも豫め用意することになる」と述べて居る。(Wagner, Finanz wissenschaft (1883) s. 16—17)

財政は歴史的現象であり、財政政策も亦歴史的發展を示す。その發展法則乃至は發展傾向を示すには、財政一般（その一部としての財政政策）の發展過程が示されねばならない。卽ち財政現象一般として、また財政政策について、その發展過程を示し、歴史的發展の結果としての現在の形態、更に現在の形態からいかなるものに進まうとして居るか、現代財政政策の發展過程を示し、其の過程に於て現實に作用する諸力を示して、その必然的發展傾向を指示することも、現代財政學の任務に於ける主要課題の一である。

財政政策の發展過程の一般的考察を進めるために、財政活動を決定し財政政策を決定する基本的前提として社會的支配關係を出發點とする。

現實生活に於て人々は何等かの社會的支配關係に於て生活して居る。其支配關係は、大別して、或る發展段階に在る社會經濟構造を形成する經濟的諸勢力と、經濟外的諸勢力との構成と、それら諸勢力間の絶えざる鬪爭（社會鬪爭）に於ける或る勢力均衡の結果を現はして居る。その社會的支配關係を前提として（其支配關係に於ける政治鬪爭の結果として）國家公共體の政治形態或は統治形態（統治權の所在とその運用形式）とその具體的運用が決定される。政治形態とその具體的運用とを支配することによつて、またその支配力の程度に從て、社會的勢力として第一義的には經濟的なる諸勢力が政治權力となり、また第二義的には經濟外的諸勢力であつたものが經濟的權力を現はすことになる。

政治形態とその具體的運用を通じて或國家公共體の遂行すべき現實的具體的目的とその達成手段が決定され、その一部として財政政策が決定される。政治鬪爭が政治鬪爭を通じて財政鬪爭に現はれ、財政政策は政治を通じて社會的支配關係を反映する。斯くして國家公共體の目的達成のための競合する諸手段の一として財政政策が決定され、それに從て財政活動が生ずる。國家公共體の財政主體たる政府の經濟財の獲得・使用處分が行はれて財政現象が發生する。財政主體たる政府は、財政需要充足の準備手段又は迂回手段として貨幣を調達してそれを媒介手段として所要の經濟財を獲得するか、又は所要の經濟財を直接に實物形態に於て獲得して、それらの經濟財を使用處分して、國家公共體の活動を行ひ各種の施設又は給付を作出する。それによつて、國家公共體の構成員に何等かの利益を與へやうとするが、その期待する利益（一般的利益又は階級的利益）は、其或發展段階に在る社會經濟構造の持つ諸條件を通じて、その制約を受けて現實の結果に到達する。

國家公共體が經濟生活に對する支配は、財政活動と權力統制を通じて行はれる。この財政の作用が强力なる場合には、權力統制の作用と結合して、市場經濟に於ける需要及び供給構造を變化せしめ、更に最も强力なる作用を現はす場合には、强力なる權力統制の作用と結合して、生產關係其他の經濟諸關係を變化せしめて既存の社會經濟構造の根本的變化を生ぜしめる手段ともなる。（ソヴェート財政政策を其顯著なる例とする）

財政が經濟生活に對する作用は强力となるに從て明確に意識されるが、假令その作用が强く明確に現はれずとも、その作用は常に存在する。しかし、また同時にこの作用は常に必ず何等かの程度に於て、一定の生產力、生產關係其他の經濟關係を內容とする社會經濟構造の持つ諸條件によつて制約を受ける。具體的財政政策がその作用を通じて、この制約を受けながら、現實にいかなる結果を現はし得るかを豫め想定しその個々の具體的財政政策が合目的なる手段なりや否やが決定される。卽ち財政政策はそれぞれの發展段階に於て或一定の經濟的機能を充たすことが要求される。競合する諸手段の中に就いてその要求される經濟的機能を最もよく充たし得る財政政策が最も合目的なる財政手

段となる。

斯くして財政政策に基く財政活動は、既存の社會經濟構造の持つ諸條件に、その制約を受けながら作用して、或支配關係に在る社會生活に現實の結果を現はす。その結果によつては經濟的諸勢力と經濟外的諸勢力の各々の構成とそれらの相對的勢力均衡狀態に影響を與へて、既存の支配關係を、種々の異なる程度に於て內容の變化を生ぜしめることになる。この何等かの程度に於て內容の變化した社會的支配關係を基本的前提として財政政策の發展は次の段階に前進する

この發展過程の各構成部分の前者はいづれも後者の持つ既存の條件によつて制約又は反作用を受ける。

斯して財政政策の發展過程を表示すれば次の如くなる。

(1)社會的支配關係↑↓(2)政治形態と其具體的運用↑(3)財政政策
(4)權力統制↑(5)社會經濟構造↑↓
(6)社會的支配關係↑↓(7)政治形態と其具體的運用↑(8)財政政策
(9)權力統制↑(10)社會經濟構造

この發展過程のいづれかの構成部分に特殊性があれば、その財政政策の特殊性を現はすことになり、またそのいづれかの構成部分について、內部的發展の結果として、或はその外部から力が加へられた結果として、變化を生することによつて財政政策の發展方向が變化することになる。

財政政策の發展に於て(1)社會的支配關係と(2)政治形態及び其具體的運用とは、第一及び第二の前提である。この前提過程に於て決定された具體的目的を達成する手段として、(3)財政政策と(4)權力統制とは、其社會經濟を構成する生

産諸力の配置と指導に於て競合する手段となり、或は何等かの優位關係に於て兩者が結合されて行使される。從て財政政策は、前揭の表式によれば、次の過程によつて或構造に於ける社會經濟の發展に作用する。

（A）(1)→(2)→(3)→(5)　（B）(1)→(2)→(4)→(3)→(5)　（C）(1)→(2)→(3)→(4)→(5)

之を近代財政政策について例示する。

(A)、自由主義國家が國民經濟（その具體的內容は資本主義經濟）の自己法則的發展に對して權力統制の干涉作用を加へず、各人の自由なる經濟活動に放任し、その自然發生的結果が社會全體の利益を促進することを、國家政策の指導原則とし、斯る經濟的機能が要求される場合である。斯る場合には(3)財政政策は、(4)權力統制の作用と結合せずしかも可及的に制限された財政需要充足の手段であると同時に、その作用を通じて、資本主義經濟の自己法則的發展を妨げず或は之を促進する結果を現はすことが要求される。卽ち(3)財政政策は(4)權力統制の作用と離れて、その要求される經濟的機能を充たすのである。

(B)、(3)財政政策と(4)權力統制との結合に於て、後者が優位の關係に立ち、財政政策が或權力統制の目的に對する手段となる。例へば產業保護政策の手段としての關稅政策（資本主義の發展段階によつてその意義と役割とは變化する）、或は生產・消費其他の統制の手段として租稅政策の作用が求められ、また租稅政策（例、相續稅）が社會政策の手段となる等の場合である。

特に顯著なる例は、世界經濟恐慌期に現はれた。財政政策が資本主義救濟の國家統制手段となつた場合であり、カール・マンの謂ふ財政政策の經濟化 Oekonomisierung der Finanzpolitik (Fritz Karl Mann,Die Staatswirtschaft unser Zeit (1930) S. 30.) 或は財政政策の經濟政策化とも云ふべきである。財政政策が資本主義經濟の救濟の經濟的機能を

現はすに當つて通貨造出の作用をなす公債政策がその中心をなした。

(C)、この最も顯著なる例は、(3)戰時財政政策と(4)權力統制との結合關係に現はれ、財政需要の充足にすべての國民經濟力を集中するため、財政政策が經濟政策に對して優位に立つ。卽ち財政需要として何が要求されるか、その要求されるものの種類、その規模及び增加速度に從て、經濟力を之に集中するための經濟統制の方向、程度及び强化速度が決定される。從て(B)の場合とは、財政政策と權力統制の結合に於ける優位關係とが逆になつて、經濟政策の財政政策化とも云ふべき關係が現はれる。この戰時財政政策に於て公債政策が資本調達の主要手段となつた。

財政政策は、權力統制とこの三の關係に於て社會經濟生活に作用する。

財政現象一般、財政政策の前述の發展過程の各構成部分に存する特殊性に從て、財政一般及財政政策の特殊性が現はれるのであるから、それぞれの特殊性を概括して、財政及び財政政策の類型を設定し得ることになり、また一の類型より他の類型への發展傾向をも示し得る筈である。然るに從來、この財政類型を殊に現代財政について設定した例が極めて乏しい。

例へば、イェヒトは、社會形成の根本的條件として傳統性と合理性を示し、之に對應して傳統的財政 (traditionale Finanzwirtschaft) と合理的財政 (rationale Finanzwirtschaft) の根本的類型が成立すると云ふ。前者は(1)其單純形態に於て領主的財政(2)複合形態に於て封建的財政とに別ち、後者を合理主義の成立する領域の擴大に從て、(1)中世都市財政と(2)近代官僚國家財政に分つ。(Jecht, Wesen und Formen der Finanzwirtschaft (1928) S. 95—150.)

このイェヒトの財政類型は、現代財政についての類型を示すものではない。現代財政の類型の設定についてはマン (Fritz Karl Mann) の Anteilsystem と Kontrollsystem 卽ち參加財政と統制財政との類別がある。(前揭書二一—二頁)

このマンの示した類型を參照し、更に財政の發展過程の第一、第二前提及び經濟的機能に從てその特殊性を示すことによつて、現代財政及び財政政策の類型を設定し得るものと考へる。卽ち現代財政について、その基本的前提をなす社會的支配關係に於ける根本的相異によつて(1)資本主義財政と(2)社會主義財政とに大別し、第二前提たる政治形態(1)民主政治と(2)專制政治又は獨裁政治)を通じて資本主義財政及び社會主義財政のそれぞれの發展段階に於ける經濟的機能に從て數個の類型を設定し得ると考へるのである。財政政策一般及びその一部としての公債政策についても、それぞれの財政類型に於ける役割を持つのである。殊に資本主義財政の各發展段階に於ける公債政策の具體的形態とその經濟的機能を示すことは、本文後段に於ける課題である。

二、公債に關する根本觀念

現代公債政策の發展過程を考察するについては、先づ公債に關する根本觀念を示す。

財政學の通說として、公債の性質は從來いかに理解されて居たか。公債は國家公共團體の債務であると云ひ、公債と私債との性質上の相異は、その債務者が權力を有する國家公共團體であるか、私人であるかに存すると云ひ、それ以上には公債と私債との本質的相異が示されない場合が多い。

公債の性質に關する二三の代表的見解を示さう。例へばバステブル次の如く云ふ。

「國家經濟の特殊地位と公債の重大性とはともに、公信用が信用一般の一形態にすぎず、また同一の指導原理によつて規定されまたは規定されねばならないと云ふ根本的眞理を不明確ならしめる傾向があつた。財政の此部門に於ける最も重要なる誤謬の多くは、國家が起債する場合には、個人に對してならば愼重なる思慮が要求する種々なる制限を免れ、また一般國民ならば忽ちに破產に陷れるが如き放漫なる計畫を、國家ならば行つても差支ないと云ふ信念に基因して居る。……

個人的及び公約負債能力の限界は同一原則に於て決定される。各人は自己の處分し得べき所得によつてのみ借入が出來る。國家或は下級公共團體はその準私的收入及び租稅收入に依存せねばならないし、その必要なる支出を削減せねばならない。公共團體が要求し得る資金は、個人の所得のうち租稅徵收者が使用に供し得る部分であつて、其額によつて負債能力が結局に於て左右されるのである。

公信用の機構についても同一の事實が存在する。國家が資金を求めて金融市場に現はれる場合には、事業會社と全く同一の立場にある。國家は通常の業務過程に從ひ、また其支拂能力を、全く同一の方法に於て卽ちその資金融通を獲得するに要する價格によつて、測定されることに甘んぜねばならない。故に國家信用は近代信用制度の一部門であると結論して正しいであらうし、またその一般的形狀は私經濟の場合に於ける生產信用或は非生產信用それぞれの形狀と同一である」(Bastable, Public Finance (1930), p. 658—9.)

またエーベルヒは「國家信用は、國家が其引受ける債務契約の履行に關して受ける信認である。國家信用は、個人の信用と同じく、その支拂能力と、其引受けた義務を忠實に履行する意思ありや否やによつて左右される。またその支拂能力は國民の富の程度と財政殊に租稅制度の秩序に據つて居り、租稅制度が結局に於て債務の利子支拂と元本償還を保證せねばならない。また既存の公債額がいかなる程度に達して居るかと云ふ問題は、信用提供に於て勿論特に重大なる意義を持つ。國家の誠意はまた政府及び議會の名譽心及び誠實によつて左右される……。」(Eheberg, Finanzwissenschaft (1922) s. 548—9)

ラッツは次の如く云ふ。「公債は信用一般の一部門或は一形態であり、またそれ故に、すべての信用の利用を支配する規則及び原理に從ふ。根本に於て、信用は何等かの形態に於ける支拂の契約を意味する。信用は後日に支拂ふ約束と交換して、價値ある何物かを現在引渡すことを現はす。この支拂の約束は通常貨幣の支拂に關して居るが、貨幣以外の或貨物を以て支拂ふ約束による信用方法が設けられることも考へられる……。公信用は國家或はその下級團體が信用を利用することを意味し、起債する政府部門が貨幣或は他の價値物を支拂ふ約束である。……近代の公債は常に貨幣を以て契約される。公信用の通常の基礎は、負債者たる國家が期日に利子及び元本を支拂ふ能力と意思とに對して一般債權者が持つ信認である。」(Lutz Public Finance (1936) p. 716—7.)

これらの諸例に於ては、公債と私債との本質的相違は認められて居ない。しかるに近年、公債殊に內國債と私債との經濟的性質に本質的相違を認める論者が現はれて居る。

ハンゼンは其著「財政政策と景氣循環」(一九四一年)に於て、Pedersen の所說 (Weltwirtschaftliches Archiv, Mai 1937 所載) を引用し、ハンゼン自身も內國債と私債との本質的相違を認めて居る。

Pedersen は「負債と云ふ言葉が通常使用される場合には二の特徵を持つて居り、その特徵がなければ債務とは云ひ得ないであらう。卽ち (一) 資金に對する處分權の一經濟單位より他の經濟單位への移轉がなければならない。(二) 債務者の負擔が、其債務の償還が行はれる或期間に亘つて分配されることである。……しかるに國家がその人民より借入れる場合には、この二の特徵のいづれも存在しない。國家は增加した資金に對する處分權を獲得するのではない。之等の資金はその權力の領域內に既に存在するのであつて、事實、課稅によつても獲得され得るのである。

斯くして國家の起債する內國債は、この取引の本質的特徵を持たないのであるから、本來、通常の意味に於ける債務ではない。一經濟單位より他の經濟單位への資金の移轉がなく、また負擔が將來の世代に轉嫁されることもない。內國債が通常の借入に類似して居るのはたゞ形式にすぎない。從て私債との類似を認めることは、すべて全く誤謬ならざるを得ないことは明白である。しかも國家の起債は一企業內の一勘定から他の勘定に或金額を移すと云ふが如き單なる會計上の現象ではなく、その過程は生產と分配とに深刻なる結果を現はす。その現實の重要性は、國家の他のすべての財政行爲と同樣に、生產及び分配に影響を與へる手段であると云ふ事實より生じ、また斯るものとして考察されねばならないのである」と云ふ。(ハンゼン、前揭書、一四二頁に引用)

ハンゼンも「私債と國內所有の公債との間に從來一般に廣く行はれて居る類似を示すことは殊に誤謬を生ぜしめるものである」と云ひ (同書一四一頁)また「公債を減少せしむべきや否やは、全く一般經濟狀態に據るものであつて、私經濟の會計的考慮によつて生ずる判斷によるべきでない」と云ふ (同書一四四頁)

そして「國內所有の公債は私債と同樣ではない。內國債は私債の本質的特徵のいづれをも備へて居ない。公債は國家公共政策

の手段である。公債は國民所得を統制し、租稅制度と相俟つて、所得の分配を規制する手段である」と云ふ。(同書一八五頁)

公債も租稅もともに、財政需要充足の手段であり、或一定の經濟的機能を充たすことをその合目的性決定の條件とする國家公共手段である。租稅と公債とは國家公共手段として競合關係に立つが、嘗てグルーフは

「租稅の二の主要なる機能は、財政的及經濟的財政需要充足手段たるべきことであつて、卽ち課稅は財政手段を經濟的に合理的なる方法で調達することである」

と云ひ、その經濟的機能より派生するものとして最少利用喪失原則を提示した。(Gerloff, Handbuch de Finanzwissenschaft I Band. (1926) s. 455)こゝにグルーフは「經濟的に合理的な方法で」と云ふが、私はその合理性の歷史的內容を明かにするためには「經濟的機能を最もよく充足し得る方法で」と云ふべきであると思ふ。斯くすることによつて租稅と公債が同一目的に對して競合する關係にあることが一層明確になると考へるのである。

三、公債政策發展の前提と條件

近代公債政策の發展を可能ならしめた諸條件に關する解釋の例を示す。

アダムスは其「公債論」に於て曰く「近代公債の起源及び發達がすべての國民に同一ではあり得ないと云ふことを知るには、近代公債の僅かの研究を以て足りる。或國民については起債の習慣が固有の性質を持ち、その複雜なる文明の政治的及び社會的諸關係より自然的に生じたものの如く思はれる。しかし他の國民については、公債の發生は多く模倣の結果或は外國の干渉の結果である。研究の妥當なる順序については、何等の疑問のあらう筈がない。吾々は先づ第一に、公債が特定の諸關係の自然的成生物となつて居る國民に於ける公債制度の發達を考察せねばならない。或責任ある政府が資金の借入を欲する場合には、其政府は暫くすべての統治權を脫ぎ捨てて、その臣民の前に一個の私法人として現はれねばならない。政府は貸付資金を有する人

人と取引契約して、支拂及び保證の諸問題について其人々を滿足せしめねばならない。この事からして、起債制度を確立しやうとする企圖が成功するには、二の事項が存在することを示すことになる。卽ち

(1) 金融市場が既に確立して居るべきこと。

(2) 政治の機構が或はその現實の運用がいづれかに於て、支拂拒否が行はれない保證が存在すべきことである。(Public Debts (1893) p. 7.) ……

金融市場に於ては賣却される物件は信用(クレヂット)である。他方に買入れる商品は自由資本である。故に金融市場の存在は吾々の一般問題に該當する極めて多數の事實を意味して居る。第一に、金融市場の存在することは幾分とも進歩した產業發展の狀態を意味して居り、然らざる場合には提示された信用の購入に對する資本が存在しないであらう。また其國の資本を蒐集するための或機關が設けられて居ることを意味する。しかし更に重要なることは、金融市場は事業上に商業觀念が廣く行はれて居ることを明示すると云ふ事實である……金融市場は幾分强度の商業生活を有する國民に特有なる社會の一の象徵であり、また商業國民の內に於てのみ公債制度が自然的に發生し得る。

次に公債制度の確立が成功するための第二の條件に轉じて、何故に資金の所有者が公債を購入するを欲するかを檢討しやう。彼等が政府に與へる信認の基礎は何であるか。此問題に關聯して、共和國が又は或形態の立憲政治を有する國民による以外には起債が從來決して廣く行はれて居ないと云ふことは、特有の事實であり、また同時に重大なる事實である……此問題について私自身の見る所では、近代政府に極めて一般にこの信認が與へられると云ふことの眞の說明は、過去二世紀間の立憲政治の特有なる發達に見られると思ふ。立憲的自由の一般論としては、國民は自からを支配する權利を有すると云ふにあるが、此理論を實現しやうとしながら、國務の實際上の支配權は財產所有者の掌中に歸して居ると云ふのが歷史的事實である。

この事實から、財產所有者が政府に資金を貸付ける場合に、自己が支配する團體に貸して居ると云ふことになる。此財產所有者が政府に與へる信認は、感情或は愛國心によるのではなく、以前に比して現在に於て國民として一層大なる誠實を示して居るからでもない。その簡單なる說明としては、所有者階級が、その權利及び自由の觀念を近代の有力なる思想たらしめたことと、或方法に於て金融的勢力(the moeyed interest)が政府機關を掌握して居ると云ふことである。近代政治社會は商業的立憲主

義として正しくその特徴が示される。この事實から、政府が借入れた資金は償還されると云ふ現に存在する如き保證が發生する。若しこのことが正しいと認められるならば、公信用を何等か廣般に利用することが、英國以外に於ては、今世紀（第十九世紀）になるまでは、何故に不可能であつたかを容易に知ることが出來る。また歐洲諸國に關する限りに於て、何故に公債制度が一八四八年頃までは重要性を持つに到らなかつたかを知ることが出來やう。蓋し、この一八四八年の諸事件の後に到つて始めて商業的精神が國務を支配する力を持つに到つたのである。（p. 9）

以上の分析は公債制度が發達することを可能ならしめる一般的條件を示したのであるが、近代生活に於ける信用資金調達の充分の重要性を示すには、起債を必要とする政治的要請も同じく認められねばならない。權威ある多くの著者によつて、國家公共任務の擴大とその結果としての國家公共經費の增大は、すべての文明進歩の過程に伴ふと主張されて居る。これは進歩の恆久的法則であると述べられて居るが、私にとつては進歩の恆久的法則と云ふ名稱に値するものとは思はれない。しかも尚ほ此法則を認めることは吾々の現在の目的には該當する。蓋し、この法則はすべての種類の社會的發展に合致することにはならないが、第十九世紀の進歩と云はれる文明の特有の發展には當てはまる。第十九世紀に國家公共經費の大なる增加を見たこと及び此經費が所謂近代文明の必然的結果であつたことは確である（p. 12）……

この國家公共經費の增加する傾向はいかに說明さるべきか。それは近代國家ではそれ以前に比して不經濟なる行政が行はれて居ることの證明であるか、或は近代國家の任務が擴大されたことを示すものであらうか。この問題に對する解答は、何の目的のために、公共信用が斯くも自由に利用されたかを明かにすることにならう。」（p. 14）

更にアダムスは、近代生活を分析すれば、現代のすべての政治思想が從ふ二の觀念がある。それは基因は異にするが、作用に於ては合致する。その第一は nationality であり、その二は Socialism であると云ふ。殊に前者に基く軍事費の增加は自から公債の累積に導き、また後者に基く公共土木事業 Public works も公債增加の原因をなして居ると述べて居る。（p. 14—21）

バステブルは其「財政學」に於て次の如く述べ、アダムスの解釋に言及して居る。

「近代金融市場が國債の繼續的增大に對する機關を提供して居るが、金融市場が原動力を與へて居るのではない。……國家經費の增加が國債を增加せしめる原動力を與へて居る如くに、資本家階級の發達及びその政府の支配力の增大は、必要とされる資金供給を提供する資本家の意思を說明することになる。昔の公債は特定の財產又は租稅をも擔保として强制によつて獲得されるか或は究極に於て君主個人の名譽を基礎として獲得された。立憲政治の時代に於ては資金所有階級自らが支配する政府に對して資金の融通が行はれる。……代議政治の發達とその行政上の支配とが、然らざる場合に獲得し得べき資金よりも、多くの資金の供給を得るに貢獻したことは疑ふべくもない。同時にこの事實の意義を過大評價し易いのである。立憲的支配が存在することだけでは起債を生せしめるに足らず、またそれが存在しないからと云つて、第十八世紀のフランスの公債及び現在のロシアの公債が充分に之を說明する通り、起債を停止せしめることにもならない。流動財產を所有する有力階級は、君主にして最も專制的なる者をも左右し得ることがあり、また愼重なる專制政治に於ても公信用を維持することの賢明なるを認めるであらう。しかし立憲政治の發達と公債の增加とは同時に發生して居るが、それはこの兩者がともに現在の發展段階の產物であると云ふ事實に基く一の事情であつて「金融的勢力が政府機關を掌握した」（アダムス）ことのみに因るのではない。正義に對してより多くの注意を拂ふことは、大體に於て民主政治の特徵をなし、之は當然に公共關係に對しても他の經濟的諸關係に對すると同じく其作用を現はす。」と述べて居る（Bastable, Public Finance (1903) p. 622—4）

前に財政政策一般としての發展過程を示したが、公債政策も、その過程を通じて發展する。アダムス或はバステブルの所說は右の發展過程に對照して、その內容を整理しました補充さるべきであると思ふ。

社會的支配關係を第一前提とし、政治形態と其具體的運用とを第二の前提として、國家公共體の或具體的目的が決定され、その目的達成手段として財政需要充足のために資金調達を必要とするに到つた場合に、その同一目的のために競合する諸手段のいづれをとるべきかゞ選擇される。財政資金調達方法として公債政策を選擇決定する場合に、國家公共體の活動が計畫的行爲である限りに於て、他の資金調達方法と比較して、財政需要充足手段としての資金調達の可能性とその程度及び其資金調達方法の經濟的作用を通じて現はれる結果について豫め何等かの判定を有する筈で

ある。それなくしては、公債による資金調達方法を合目的なる手段として選擇し得ないことになる。

財政主體たる政府の行動を決定する支配的社會諸勢力、即ち經濟的諸勢力或は經濟外的諸勢力が、公債資金提供者の利害を尊重する意思の存在は公債による資金調達の可能性を決定する前提となる。公債資金提供者の利益を自己の利益とする經濟的勢力が政治に對して決定的支配力を有するか、または支配的勢力が經濟外的勢力であつても、自己の政治的要求を實現するためには、公債資金提供者の利益を必ず尊重し又は尊重せざるを得ないことが確認され、或は貨幣資本の所有者が經濟外的勢力と固く結びついて居り、又はその利益を確保するに足る何等かの具體的保證（擔保）の提供があることを公債政策發展の出發點とする。從てその政治形態が經濟外的勢力の專制政治又は獨裁政治であつても、それらの前提條件が備はつて居れば、公債による資金調達が可能であるが、公債所有者の利益を自己の利益とする經濟的勢力が參加しまた支配的權力を獲得する民主政治にあつては、專制政治の場合に於けるよりも、公債による資金調達の可能性の程度が高く、且つ民主政治に於ても、經濟的勢力の政治支配力の大なるほどその可能性が大である。民主政治の內に於ける金融寡頭政治の成立はその典型的なる場合である。從て專制政治（或は獨裁政治）か民主政治かと云ふ政治形態の相違及び、それぞれの發展段階に於ける具體的形態とは公債政策發展の可能性を何等かの程度に於て決定する第二の前提となる。

更に公債による大規模の資金調達には權力統制（例、金融統制）の作用と結合して始めて可能となる場合がある。他に一層有利にして確實なる投資方法が存在する場合に、それらの資金を公債投資に集中するための金融統制の作用と結合しなければ、公債による大規模の資金調達が不可能となることは戰時公債政策に於て顯著に現はれる。

公債政策による資金調達の現實の結果は、一定の發展段階にある社會經濟構造、殊にはその金融機構を通じて制約を受ける。內國債に於ては國內金融市場（外國債にあつては外國金融市場）の現實の狀態によつて公債政策の作用が制約され、その作用を通じて現實の結果に達する。金融市場が財政資金需要に對して、產業資金、消費資金需要と並行して現實に資金を供給し得る程度に從て、公債發行の具體的方法を異にせねばならなくなり、その相異は公債發行條件に現はれる。

公債發行によつて吸收される資金が、現實に遊休狀態にある資金より供給されるか、或は國內の他の產業資金（又は消費資金）として使用さるべき筈の資金より供給されるか、或は外國資本より供給されるかに從ひ、或は公債發行による直接又は間接の通貨造出に從て、國民經濟に與へる作用を異にし、その作用を通じて如何なる結果を求めるか、公債政策に求められる經濟的機能を異にすることになる。

公債發行の社會的、政治的結果として、公債發行なき場合に比して、公債所有者が社會的經濟勢力として、その利害が次第に政治上に重要なる力となり、その結果の累積は公債所有者の利益と支配的政治勢力の利害とが不可分となり、後者は前者の利害に拘束され、次第に兩者の利害が密接に融着し、公債所有者の利害は政治的性質に發展する。こゝに到つて公債所有者の利害が、その政治形態を通じていかに具體的に國家政策に表現されるかに從て、次の段階に於ける公債政策による資金調達の可能性が決定される。若し公債所有者の利益が現實に尊重されないとすれば、他に強力なる強制手段が加へられざる限り、公債による資金調達の可能性が失はれる。

財政政策の一部としての公債政策は、斯くの如き過程を通じて次の段階に進轉する。この發展過程に於て公債政策に求められる經濟的機能も發展するのである。近代社會に於ける社會的支配關係に於ける資本主義的經濟勢力の擴大

と、その政治形態としての民主政治の發展とは近代國家の公債政策の前提であり、內外金融市場の發展は、公債政策の發展を可能ならしめ且つ其合目的性を制約した條件である。之を資本主義經濟の發展段階について見れば、資本の蓄積と集中が進行し、產業資本と銀行資本とが融合し、それを基礎とする金融資本が支配的社會的勢となり、所謂金融寡頭政治が成立することは、公債政策の大規模なる發展を可能ならしめる前提となり、また公債政策を合目的なる手段たらしめる條件とを作り出すことになる。產業資本主義が獨占資本主義——帝國主義の段階に進むにつれて公債政策の大規模な發展が現はれたことは右の事實を證明するものである。資本主義のこの各段階に於ける公債政策の具體的形態とその發展過程を示すことが次の課題である。

附記　現代公債政策の歷史的發展を產業資本主義の段階以後の過程に於て示すことを本文の第二の課題としたが、既に長文となつたので次の機會に讓る。

リカルドの國際貿易理論

——古典學派貿易理論研究（十）——

白石孝

リカルドに發する比較生產費原理が其出發點に於て既に棄却せられた勞働價値に立脚する點に、改修し難い幾多の困難を有するものと自覺され乍らも、此理論的根抵への固執は依然として國際貿易理論史の骨子を形成して居り、就中國際分業論爭に於ては最も甚しく其主要な役割さへも演じてゐる等、たとへエルスワースに依り「現代の理論的構成が舊理論の直系孫屬」たるものと稱せられるとしても、確に奇異とするにたるものであらう。本論が古典學派貿易理論の一部として特にリカルドの理論提起から出發し、其理論構成の中に比較生產費原理と勞働價値說が如何に結合してゐるかを檢討するのも亦これが故である。（唯、貿易の利益についての詳述は別稿に讓る。）

一

リカルドの國際貿易理論に對し其理論的提起を考ふるならば、これを二つに求め得られるであらう。（一）彼にあつては經濟學に於ける根本問題はまづ「地代、利潤並に賃銀と云ふ名の下に工地の全生產物が割り當てられる比例を決定する事」であると考へられた。然しアモンも云ふ樣に「この比例を現すには其各々が持つ價値を以てする外にこれ